

賦課限度額の引き上げについて

○入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)

地方税法施行令の一部が改正（令和5年3月31日公布、4月1日施行）されたことに伴う条例改正を12月議会へ提出します。なお、適用年度は令和6年度分からとなります。

〔 改正内容 〕

賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令の一部が改正（令和5年3月31日公布、4月1日施行）され、後期高齢者支援金等分の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、条例の賦課限度額を法定賦課限度額まで引き上げます。

なお、県国民健康保険運営方針では賦課限度額は法定額のとおり設定し、県内どこでも同じ賦課限度額となることを目指す旨の方針が示されております。

区 分	改正案	現 行
医療給付費分	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	<u>22万円</u>	20万円
介護納付金分	17万円	17万円
合 計	<u>104万円</u>	102万円

※医療給付費分・介護納付金分は改定なし

賦課限度額の改定による影響（R5. 5. 1時点の令和4年度の国民健康保険被保険者の情報で試算）

1 加入世帯への影響

賦課限度額を引き上げた場合、395世帯の賦課額が増加する見込みです。

区 分	改 定 案 限度額超過世帯	現 行 限度額超過世帯	比 較
医療給付費分	353世帯	353世帯	—
後期高齢者支援金等分	312世帯	395世帯	▲83世帯
介護納付金分	112世帯	112世帯	—

2 賦課額への影響

賦課限度額を引き上げた場合、賦課額が約700万円増加する見込みです。

※ 1・2とも現行の税率の基づく試算となります。

入間市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>